

## 災害時における隊友会の協力に関する協定

千葉県（以下「甲」という。）と公益社団法人隊友会千葉県隊友会（以下「乙」という。）とは、次のとおり災害時における協力に関する協定を締結する。

### （目 的）

第1条 この協定は、千葉県内で地震、風水害等の災害が発生した場合（以下、「災害時」という。）において、甲が乙に対して協力を依頼する際に必要な事項を定めるものとする。

### （災害対応業務に係る会員派遣等）

第2条 乙は、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用される等相当規模の災害が発生した場合、会員を派遣等して、以下の事務又は作業に従事させ、甲における災害対応業務を支援するものとする。

- (1) 情報の収集・提供（リエゾン（情報連絡員）派遣を含む。）
- (2) 災害対策本部業務に係る技術的助言
- (3) 県防災備蓄品の払出し作業
- (4) ウェブサイト「ちば減災プロジェクト」への投稿
- (5) その他、甲が管内市町村に対する支援等を円滑に行うための事務及び作業

### （協力の要請）

第3条 甲は、災害時において、乙に対して前条に掲げる協力を要請する必要があると認めた場合、口頭又は電話で要請を行うものとし、その後速やかに要請内容を記載した書面を乙に提出するものとする。

- 2 甲は、協力の必要がなくなった場合、速やかに文書により乙に通知するものとする。

### （協力の実施）

第4条 乙は、第3条の規定により、甲から協力の要請を受けた場合は、可能な範囲において要請に応ずるものとする。

### （経費負担）

第5条 乙が協力を行うために要した経費に関しては、原則として乙の負担とする。

### （訓練等）

第6条 乙は、この協定に基づく協力を円滑に実施するため、甲が実施する訓練等に積極的に参加するものとする。

- 2 乙の会員が訓練等に参加するための旅費は自己負担とする。
- 3 甲は、平素から、協力に関する情報を乙に提供するものとする。

(事故等発生時の責任)

第7条 乙は、この協定を実施するにあたり、必要に応じて乙の負担で「ボランティア活動保険」に加入するものとし、乙の会員の事故及びトラブルが発生した場合は、原則として乙の責任において対処するものとする。

(協 議)

第8条 この協定に定めのない事項又は協力内容に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(補 足)

第9条 この規定に定めるもののほか、この協定の施行に関し、必要な事項は別に定めるものとする。

(有効期限)

第10条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名の上、各自その1通を保有する。

平成30年 3月22日

甲 千葉県千葉市中央区市場町1-1

千葉県

千葉県知事



乙 千葉県千葉市中央区椿森1-26-9 コンラッドビル4F

公益社団法人隊友会千葉県隊友会

会 長

